

判決年月日	平成 1 9 年 1 月 3 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成 1 8 年（行ケ）10317号		
○プーリーの部分意匠の登録出願について，本願意匠の意匠登録を受けようとする部分と引用意匠の本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分とは，プーリーにおける位置が異なり，本願意匠と引用意匠は異なった美感をもたらすものであるとして，本願意匠と引用意匠が類似するとして拒絶査定を維持した審決が取り消された事例。			

（関連条文）意匠法２条１項，３条１項３号

本件は、意匠に係る物品を「プーリー」とする部分意匠の登録出願について、原告が、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分と引用意匠の本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分とは、その位置が異なり、本願意匠と引用意匠は類似しないとして、それらの位置が共通し、本願意匠と引用意匠が類似するとして拒絶査定を維持した審決の取消しを求めた事案である。

判決は、「部分意匠において、意匠登録を受けようとする部分の位置等については、願書及びその添付図面等の記載並びに意匠登録を受けようとする部分の性質等を総合的に考慮して決すべきである。」として、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分は、ディスク部に凹陥部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陥部の底面部に位置するものと認められるとともに、引用意匠の本願意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分は、ディスク部の凹陥部を有しないプーリーにおいて、全面が平坦なディスク部の略中央部分に位置するものであるとして、それらの位置には差異があるとした。そして、「部分意匠の類否の判断に当たっては、意匠登録を受けようとする部分の形状等と、同部分と位置等が大きく異なる部分についての形状等は、仮に、それらの形状等自体が共通又は類似していたとしても、美感上、看者に与える印象が異なる場合もあるから、意匠登録を受けようとする部分とそれに相当する部分が、物品全体の形態との関係において、どこに位置し、どのような大きさを有し、全体に対しどのような割合を占める大きさであるか（「位置等」）についての差異の有無を検討する必要がある。」とし、本願意匠と引用意匠の上記の位置の差異によって、「本願意匠と引用意匠は、看者に対して、全く異なった美感を与えるものというほかないのであり、上記の位置の差異は、本願意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらすというべきである。」として、本願意匠と引用意匠が類似するとした審決を取り消した。